

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

平成19年12月18日から平成20年1月25日までの期間で実施しました市民意見提出手続(パブリックコメント手続)に基づく意見募集について、お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の考え方を取りまとめています。

また、今回の市民意見提出手続(パブリックコメント手続)のほか、(仮称)市民参画条例策定委員会への説明会で出された意見の概要とそれに対する市の考え方も併せて記載しています。

意見提出者： 12名
 (内訳) 男性10名 女性：2名
 40歳代：3名 50歳代：2名 60歳代：1名 70歳代：1名 不明：5名
 本庁地域：7名 鳴尾地域：2名 甲東地域：3名
 メール：7名 FAX：2名 郵送：3名

意見件数： 126件

126

名 称

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	本条例は、憲法第92条及び地方自治法第1条にもとづく「住民自治」の条例であるから正しくは「住民自治(基本)条例」と称すべきである。	1	本条例は、「参画と協働に関して基本的な事項を定める」ことを目的としていますので、「参画と協働」を条例名称に用いることが適切と考えます。なお、素案では、「市民参画と協働の推進に関する条例」としていましたが、「参画」と「協働」の定義を定めていないので、条文との整合性を図るため、「西宮市参画と協働の推進に関する条例」としました。
2	「市民参画と協働に関する条例」のタイトルが良い。「推進」の言葉は省く。	1	市民意識が高まってきているとはいえ、現状では「参画と協働」の気運が十分に高まっているとは言えません。今後、さらに裾野を広げていくという意味も込めて「推進」は必要であると考えます。

2

目 的

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	市内の医科大学の大学生・大学院生・卒業生など医局生は何千人以上になるがその豊かな知識及び経験が、市政にどのように活かされるような条例にして行くつもりなのか。どのようにすれば参画と協働に取り込んで行けるのか。	1	様々な市民の豊かな知識や経験を積極的に市政に反映していただくよう、条例の周知に努めます。

1

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

市民参画と協働の基本原則

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	素案において、提言にあった「権利」の文言が欠落している。法律的混乱を避けるのであれば、『市民は、平等に市政に参画する資格を持つことができる。』という記述にしてはどうか。	1	「参画する権利」という概念が抽象的なものであり、現時点では具体的に確立したものではありませんので、その使用を避け、意見提出手続などの具体的な手続に参画できるものとししました。
2	素案において、提言にあった「権利」の文言が削除されています。市民力が重視されることから先の将来、この文言を避けたままというのは、あまりにも姿勢が消極的であるという思いは拭い切れません。	1	
3	市民の権利について一切触れられていません。目的・基本原則に「権利」を盛り込んだからといって必ずしも裁判で執行可能な具体的請求権につながるものとも言えない一方で、理念的意味における「権利」性を認めるか認めないかは、市民参画に対する市の機関の基本姿勢に関わる事柄ではないかと思えます。	1	
4	この条例は、行政が市民の市政への参画する権利を保障する仕組みづくりであるので、“参画することができる”ではなく“参画する権利を有する”とすべきでは。	1	
5	意思形成過程の審議、検討、協議等の内容を市民に十分に周知させることが必要です。市民と共に考えてもらうというのが条例の趣旨ですから、情報周知(政策広報)の基本姿勢を条例中に盛り込んでください。	1	基本原則として情報を共有することを明記しており、この共有には市からの情報周知も当然含まれていると考えていますが、より明確にするため、市の機関の役割に「積極的な情報提供」の表現を追加します。
6	市民参画と協働の前提として不可欠な条件は、市民との情報の共有化である。	1	
7	情報の共有の記述がない。	1	

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

市民の役割

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	「市民の定義」がされていないため、一般論、社会通念として、「西宮市在住」と短絡的に判断される恐れがあると考えます。『市民とは、西宮市内在住者に限らず、広く様々な人と捉えます。』を記述してはどうか。ただし、条例運用上の様々な場面によっては、その範囲は制限されるべきと考えます。	2	素案では定義規定を置いていませんでしたが、「市民」・「市民等」の定義を次のように追加することとします。 ・「市民 市内に住所を有する者」 ・「市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むもの」
2	条例の主体・主語になる「市民」の定義はあいまいにしないで明確にすること。	1	
3	「市民」の定義を置かなければ、西宮市の住民に限定されると解するのが素直だと思われませんが、市民参画手続等、あきらかにそのような限定が不合理な場合もあります。おそらくそのような趣旨ではないと思われしますので、もし一般的な市民の定義を置かないのであれば、個々の市民参画手続全てについて、参画可能な範囲を明確に定めるべきだと思います。	1	
4	「市民」とは社会通念、一般常識、法律上では、狭義では市内に住所を持つ自然人の個人、広義であれば法人が入り市内に居所があるか在勤か在学の自然人の個人も含む。	1	
5	素案では一番重要な用語の「市民」が「定義」されていないので、条例では明確に定義しなければならない。地方公務員法の身分がある「市職員」の位置づけも明確化しなければならない。	1	

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

6	<p>市内のワンルームなどに住みながら西宮市に住民登録をしていない社会人や大学生は多いが、西宮市に住むため最低限家賃を払うことで市税である固定資産税は負担しているが、西宮市から高い給与や退職金を受給しながら四千人に近い職員のうちの半数以上が神戸、宝塚、芦屋などの近隣市や大阪府、京都府などに住んでいる。市外に住み他の市町村で固定資産税、住民税を納税する職員に対し、納税者の市民は行政専門家の市職員雇用は全体の奉仕者としての高い使命感、倫理性、職務能力が備わっていれば十分であると割り切るべきなのか。日常業務が行政権力行為の市職員と権力の裏打ちのない無償で無保障かつ無保証のボランティア市民の責任範囲の線引きを条例上明確にするべきである。</p>	1	
7	<p>積極的な市民の定義を行うべきである。</p>	1	
8	<p>「市民」を自然人の個人に限定しないで、「市民」の概念・定義をひろげるのであれば「市民参画と協働にあたっては、個人的な利益の実現ではなく、市民全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つ。」とするような条例の規定では、個人的な利益以外の特定の組織、団体の利益の実現のための意見と行動は容認されることになり危険であるばかりでなく、条例として整合性に欠けることになる。具体的に例示すれば、政治目的、宗教目的などの実体を隠したり非営利などを偽装している各種組織、団体などが一般社会には多い。市民参画と協働という善意かつボランティア活動に侵食してくることを防げない。「個人的な利益の実現」が偽装された組織、団体は世間には多いが見分けることは困難である。</p>	1	<p>「市民の役割」について、次のように修正します。 ・市民等は、参画と協働に当たっては、<u>市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。</u></p>
9	<p>市民の役割について、「市民全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つ」と義務的な表現がとられている一方で、市の機関の役割については、「市政への参画の機会を確保するよう努める」と努力義務にされていて、ややバランスを失する印象が否めません。両者共に義務的表現にする、あるいは両者とも努力義務にするような形で整合性がとれたものにした方がよいのではないのでしょうか。</p>	2	<p>「市民の役割」と「市の機関の役割」との整合性を取るため、 - 2「<u>自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする</u>」に修正します。</p>

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

市の機関の役割

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	市の機関にとっては、努力目標ではなく、断固実施するという強い意思を表現すべきと考えます。	2	「市民の役割」と「市の機関の役割」との整合性を取るため、 - 2「自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする」に修正します。
2	「市民には責任を持つ」としているのだから行政も「確保する」とすべき。	2	
3	「努める」ではなく「務める」でするほうがよい。	1	
4	なぜ「市の機関」とするのか。議会が含まれない。	1	この条例は、市の機関が行う計画等に市民の意見等を反映する手続を定めるもので、この点で議会は含まれないと考えていますが、参画と協働の意義は議会も含めて市全体として認識しているところであり、このため第3条の基本原則で、「市」としており、議会も入ります。
5	市議会は市の機関としてなぜ素案に明記されていないのか。	3	

9

市民参画手続の対象

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	公金の垂れ流しを防ぐためには10億円以上のハードルは高すぎる。	1	市民生活に大きな影響を与えるような基本的な条例や計画等に相当するものとして、公共事業においては、10億円以上のものが適切と考えています。

1

市民参画手続の手法

特に意見なし			
--------	--	--	--

市民参画手続の実施方法等

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	方法論として現状となんら変わりが無いため、『特に市民への影響が大きい政策等、広い範囲の市民に影響が及ぶ政策等については、2つ以上の参画手法を実施することとする。』を記述してはどうか。	4	市民への影響の大小の線引きが困難であると考えますので、条例で「2つ以上の参画手法を実施すること」の記載はしません。しかし、条例の運用において、積極的に複数の手法を実施するよう努めます。

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

2	「提言」に盛り込まれていた、市民参画手続の実施時期に関する「政策等の立案にあたって、できるかぎり早い段階から行うべき」という原則が盛り込まれていません。	1	いただいたご意見の趣旨は、素案 - 2「市民参画手続を実施する場合は、市民の意見が十分に考慮できるよう、その実施時期や実施方法に留意する。」の「市民の意見が十分に考慮できるよう…」の表現の中に含んでいますので、適切に運用していくよう努めます。なお、条例案では、「 <u>市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう…」と表現を改めました。</u>
3	一般に、どのような場合においてどのような市民参画手続を行うべきかの組み合わせに関する原則(=いわゆる「マッチング・ルール」)の充実度は、市民参画条例を評価するにあたって重視されている視点です。中核市移行を予定した西宮市として誇るに足りる、この点のルールの制定が求められると思います。	1	
4	「参画の時期や手法の選択を市の機関に委ねざるをえないとしても、少なくとも『立案の最終的な段階での市民参画手続の実施』は確保されるべき」という観点から、最低限パブリックコメントを実施することを義務づけるべきだと考えます。仮に上の義務づけが明記されない場合、最低限、行政手続法46条の趣旨に則り、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針についてパブリックコメント手続を義務づけるべきです。	1	素案 「市民意見提出手続」は、最低限実施するよう条文を次のように修正します。 「 <u>市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。</u> 」

7

市民の意見の考慮

特に意見なし

市民政策提案手続

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	政策提案に対し、市の機関がどのようにして、その提案を手続きの対象とするか否かの判断の方法が明瞭ではない、また「意見を交換する場」とはどのようなものか明瞭になっていないため、提言書に記載されている「評価委員会」の組織の再考を希望します。	1	市の機関と提案者との意見交換の場を設ける場合は、その提案者の求めに応じて、透明性・公平性を高めるために、本条例を根拠とした組織の立会いのもと、実施していく予定です。

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

2	<p>政策提案で、提言書にあった「推進評価委員会」＝「市民の意見の集約の場」が削除されています。審議会とは違うもっと柔らかい性質の組織と捉えた提言であり、このような組織があってこそ市民参画だと考えます。審議会と位置づけの違うものを、市独自で作ることも可能かと考えます。</p>	1	
3	<p>「提言」に盛り込まれていた「推進評価委員会」の役割が素案では盛り込まれていません。確かに同委員会が政策に関する最終決定権を有することになれば問題があるかもしれませんが、「提言」における市民政策提案手続は、あくまで「市の機関としても真摯に検討に値するもの」、あるいは「市の機関と市民の協働の場で具体化していくものにふさわしい」かどうかを判断するものであり、政策の「実施」ではなく「検討開始」を決定するに過ぎません。その意味で、「素案 4」にも盛り込まれている「意見交換の公正及び透明性の確保」を実質化するために、同委員会に役割を与えることは有用と考えられます。委員会ないしはそれに類似する組織を設けるか、少なくとも公正・透明性を確保するための具体的な仕組みを条例あるいは規則で定めるべきではないでしょうか。</p>	1	
4	<p>「提言」に盛り込まれている公開のプレゼンテーションも「素案」には盛り込まれていません。意見交換の公正及び透明性を確保する観点から、条例に盛り込むか、少なくとも規則等を定め、この点をルール化することが望ましいと思います。</p>	1	
5	<p>不服申し立ての窓口の表記がありません。不服申し立てが、各所管に回されるのでは、現在となんら変わりのないこととなり条例の意味を成さなくなります。専門窓口を決めるべきだと思います。</p>	2	<p>不服があるとき再議の申し立てについては、参画・協働推進グループ又はその事務を所管する課が受け付けることとなりますが、申し立てへの回答については、各所管課が判断していくこととなります。</p>

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

6	<p>行政に対する政策提案権は、請願権（憲法16条）に淵源を持つものです。請願とは国や公共団体の機関に対し希望を述べることであり、別段に制限的な規定はないので、その範囲は無制限と解されています。憲法は「何人も」としており、国民（市民）一人ひとりの固有の権利です。いかなる方法であれこの権利を制限することは認められません。素案ではこういった市民一人ひとりの権利に「10人以上の連署」を義務付け制限を加えていますが、その理由は不可解です。また、10人以上とする根拠も明らかではありません。極論すれば個としての市民を排除しようとしていることとなります。市民の異なる意見を集約する公的なルールが未成熟な今日の都市化した社会の現状から考えても、これは政策提案を妨げるものでしかありません。多数の提案も一人の提案もそれなりに考えてあげなければいけません。要は中身の問題であり、提案内容の妥当性と本来関係はないことです。</p>	1	<p>政策提案手続の提案要件として、「市民10人以上の連署」としていますが、そのことによって、市民の権利に制限を加えるものではありません。現行でも、「市民の声」制度があり、この制度では一人からでも提案できます。今回、本制度を設ける目的は、新たな道筋で市民から建設的な提案を、市の機関と市民が協働して作り上げていくことにあります。従って、提案は一定の客観性、妥当性を備えていることが必要であると考えていますので、「10人以上の連署」としているものです。</p> <p>憲法上の請願権については、何人においても保障されているものであり、本市においても最大限に尊重してきたところであり、本市が定める「西宮市市民の声処理規則」に定める手続により行われたものについては、同規則の規定にしたがい回答等を行ってきたものです。ところで、条例で規定する政策提案手続は、10人以上の連署により提案されたものに対し、市の機関との意見交換の場を設けることや市の機関にその決定を公表することを規定するものであり、憲法が保障する請願権を否定するものではありません。</p>
---	---	---	--

7

市民意見提出手続

特に意見なし

審議会等

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>1「・・・含めるように努める。」努力目標ではなく、『・・・含める。』とすべきではないか。</p>	2	<p>法令等により専門的な意見を求める場合など、委員を公募することが適切でない場合もありますので、こうした規定としています。</p>
2	<p>委員の重用を避け、幅広い人材の起用・議員を省く等の透明・公正さを期す。</p>	1	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。」という表現に修正します。</p>

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

3	<ul style="list-style-type: none"> ・「委員を選考する基準を公表します。 ・委員を公募する際の手続、選考の基準、選考の方法等は、規則で定めます。 ・団体からの推薦を受ける場合は、その団体に推薦を依頼する理由を公表します。」 <p>という部分が盛り込まれていません。公正・透明性を高めるために有用な手法と思われるので、再検討を求めます。盛り込まれない場合は、その理由を明確にすべきことを求めます。</p>	1	<p>公募委員の選考方法等については、募集の際に設定するものであり、その都度、募集要領に記載する方法が最適と考えます。また団体推薦については、審議する内容に関わりが深い団体に依頼していることが通例です。このような内容は、条例に盛り込む内容ではないと考えています。</p>
---	---	---	---

4

住民投票

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>住民投票の請求権は、市民参画条例委員会が提言した通りに住民投票を請求することができる投票有資格者数は、十分の一以上で条例に明記すべきである。</p>	1	<p>どのような案件を、どのような方法により住民投票に何をかけるかは社会状況の変化などを踏まえて判断する必要があり、また、住民投票の資格等についても案件によって異なることが考えられることから、その都度、案件ごとに住民投票条例を議会に提案する方法が現実的であると考えています。</p>
2	<p>住民投票制度の創設について、「間接民主主義を補完するものとしての参画制度としては、未だ市民の総意であるとはいえない」として否定しているが、全く意味不明である。おそらく、議会の縄張りに食い込むのでやりたくないということだろうが、この程度のものを受け入れられないで、何が「参画と協働」なのか。「提言」においても、投票結果は「最大限尊重」とされているだけであり、これが間接民主主義と対立するというなら、いかなる「参画と協働」もありえないだろう。</p>	1	
3	<p>住民投票は常設型でないという意味が無い。</p>	1	
4	<p>市長、市議会議員選挙は四年に一回しかないので、主権者の意思が明確化する住民投票条例を実施しやすくするべきである。</p>	1	
5	<p>「住民投票」の実施を市長の判断のみに委ねるのは、素案「目的」及び「基本原則」に反する。</p>	1	
6	<p>もし常設型住民投票を定めないのであれば、市長提案権について本条例で規定することは必要ないのではないのでしょうか。また、提言が提案する常設型住民投票の可能性についても、改めて検討を求めます。</p>	1	

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

7	住民投票への期待感は大きかったので、別途条例にしる目指すべき。	1	
---	---------------------------------	---	--

7

市民協働事業提案制度

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	推進評価委員会ないしそれに相当する組織の設置について、再度検討を求めます。	1	協働事業提案手続の評価を含め検証していくことは必要と考えており、参画と協働の取組状況を検証する組織を設置します。

1

コミュニティ活動の推進

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	素案において、提言書で書かれている「ラウンドテーブル」が欠落しているため、『市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、それぞれの活動の中で抱えている問題を摘出し、情報や課題の共有を図り、連携した解決の方法を見出すための場の提供(いわゆるラウンドテーブル)や担い手の育成も兼ねて適切な支援を行う』と追記してはどうか。	5	「市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。」という表現に修正し、諸課題に対応していきます。
2	コミュニティ活動は市民の自主・自立の活動であるべきです。しかし、現実にはコミュニティ活動を名乗りながら行政依存度(事務局、補助金等)が高い団体も見受けられます。「協働」とは行政と市民との対等の関係が基本であるはずで、行政依存の団体と行政との関係は本質的に対等な当事者という関係には立ち得ないものと思われます。コミュニティ団体に対する行政の姿勢を条例の中で明確にしておくことが必要だと思います。	1	
3	市の支援として環境整備なども必要ではないか。	1	
4	地域コミュニティは最大要件なので人材育成を図り、拠点作りを確立してほしい。	1	

8

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

市長が講ずべき措置

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	政策は、理念から実施にいたる間の多様な判断と実行行為の積み重ねによって成り立っています。その間に状況によりいろいろな意見を提出したとしても、その後の現実の運用については意見提出を排除しています。「参画と協働」という趣旨から考えれば疑問です。進行管理についても市民の意見は何時でも提出したらいいではありませんか。	1	政策の実施・運用の段階で、市民の声等でいつでも意見をお受けいたします。条例制定後に、参画と協働の取組状況等を検証するために市民、学識経験者等による第三者機関を設置することを追加します。
2	市民参画を検証、推進、展開していく機関を設けて欲しい。	1	
3	「その判断の正当性や、専門性の観点から、そのような組織の設置は困難である」と結論付けているが、これもまた「参画と協働」とはほど遠い判断である。冒頭でも指摘したが、結局のところ、行政(西宮市)は最も重要な地点は身内が握っておきたいのである。市民を侮ってはいけない。行政マンよりの確な判断を下し、専門的知識を持っている市民は存在しているし、そういう市民の力を掘り起こすことが求められているのではないか。	1	
4	「評価委員会」は指針として残すべき。	1	
5	市民参画と協働を積極的に推進していくための仕組みとして提言で示されている「市民参画協働推進評価委員会」の設置を規定すべきと考えます。	1	
6	「提言」の根幹的内容の一つである推進評価委員会が、「素案」には盛り込まれず、「市民参画と協働の取組状況等を、市民、学識経験者等、市の機関以外の観点から検証するよう努める」と述べるにとどまっています。他市の条例をみても、市民参画・協働について外部の意見を入れたモニタリングの体制を設けることは不可欠と考えられますので、再検討を求めます。	1	
7	「提言」に盛り込まれている推進計画・年次報告・年間予定表等が「素案」では盛り込まれていません。市民参画・協働についても、計画 実施 評価のサイクルを実現するための仕組みを明確に定めるべきです。仮に初めての試みであることから条例に盛り込むのが難しいのであれば、最低限、規則・要綱等による明確なルール化が求められます。	1	

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

8	目標や業績について自己評価したり反省する制度も必要。	1	条例制定後に、参画と協働の取組状況等を検証する仕組みを設けることとしています。
9	「提言」にある参画と協働担当部署の設置も「素案」には盛り込まれていません。これも必ずしも本条例自体に盛り込む必要はないかもしれませんが、本条例に基づく市民参画と協働を充実していくために、実施体制について改めて見直す必要があります。	1	「参画と協働」を推進していくために、平成20年度に参画・協働推進グループを新たに設置しました。本市の参画と協働の取組みを推進していくよう取り組んでいきます。
10	地域の多様性や市民ニーズに応えるため、具体的な参画協働課を作ってほしい。	1	

10

その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	「この条例は、・・・適宜見直しを行うものとします。」適宜の見直しであれば、見直し作業は後回しになり実施される事は、ほとんど無いのが過去の事例ですので、期限を決め見直しをすべきと考えます。	2	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「この条例は、社会情勢の変化等を見ながら、5年以内を目途に見直し等を行う。」に修正します。
2	「この条例は、社会情勢の変化等を見ながら、適宜見直しを行うものとします」とされ、時期・手法について何ら定めがありません。柔軟性を確保する必要も一定程度理解できますが、市民参画の状況・手法等が急激に進化しつつある現状を踏まえれば、絶えざる見直しのために自らの手を縛る必要もあるのではないのでしょうか。また条例の見直しの際には、再度「提言」に立ち返り、今回の条例には含まれなかった内容を盛り込む可能性も再検討すべきと考えます。	1	

3

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

その他の意見

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	「参画」と「協働」という言葉には条例上で明確な定義を与えてください。	1	「参画」と「協働」についての定義を次のように追加することとします。
2	条例は市の法律であり行政権力を背景にしているので規制力がともなうから、条例の目的・趣旨の明示、用語定義や条文の規定においては、恣意的な解釈や運用、規定に疑義の余地が生じないように厳格にすること。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう」 ・「協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう」
3	条文の用語定義、表現は社会通念や一般的な常識の通りであること。	1	その他「市民」、「市民等」の定義も加えました。また、条文の表現も極力、社会通念に沿うものにしました。
4	条例は市の法令であるから規制、規範力が働くので主要な「用語」は条例で定義しないと市民の共通認識と理解の得られない個人が勝手な解釈をした漠然とした条例になる。	1	
5	文末の「・・・ものとしませす」は表現が甘い。「努める」が良い。	1	他の条例との整合性を図るため「・・・努めるものとする」という表現を使用しています。
6	条例化は一種の強要化、強制化をともなうので、市民意識と行動の成熟化を促すに留め現時点で条例化する必要はあまりないと考えられる。条例を先行させるにしても市民に意識と行動を行政(市)が強要、強制するような規定、用語は入れることは好ましくない。	1	努力規定は設けていますが強要、強制する内容ではありません。
7	市政の最重要事項の人事、予算の編成に主権者である市民や市民が直接選んだ外部の専門家が、市政に直接参加可能な人事、予算編成の透明性・可視性・発言権などが認められなければ、自治体としての市民の参画と協働という建前が条例化され市民には市税の納税義務以上の無償の負担や義務のみが増えるだけである。	1	現行法令上、地方公共団体の事務の管理及び執行は、住民の選挙で選ばれた長(市長)が行い、一定の事項については、同じく選挙で選ばれた議員で構成される議会の議決を必要とする制度(間接民主制)となっており、人事や予算編成・執行の権限は、自治体の長にあり、長が責任を持って権限行使するものであります。したがって、人事や予算編成などの具体的な作業に市民が選出した専門家などが直接関与することを条例により規定することには、法令上問題があると考えます。
8	市民参画手続の手法として、納税者である市民が予算編成・執行、財政の規律保持などの面で行政に直接参加し直接監視できる手法が欠落しているので条例に明記すること。	1	

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

9	市民の参画と協働は自治体の市民として自由で自発的なものでなければならない。強制化に進みかねない条例化は恣意的に悪用、誤用される恐れがあり反対である。	1	強要・強制する内容は、本条例では規定していません。
10	参画と協働の条例も市民一人ひとりの個人単位の条例にするべきである。組織、団体になると市民個人の責任・義務が不明確になり、結果的に誰も責任を取らない無責任になる弊害があることは既に多くの事例で明らかである。	1	市内には、個人だけでなく、団体でも活発に公益活動を行っていますので、それらの団体も含めて、本市の「参画と協働」を進めていくと考えています。
11	条例の位置付けとして「法令に基づく間接民主制を補完するものとして、・・・」となっているが、なぜ、ことさらにこうした言い回しをしなければならないのか疑問である。そんなことはいうまでもなく、議会で承認されなければ条例は制定できないし、どんな施策にも予算が付かないのは常識である。あらかじめこうした制限を設けることは、議論を狭める(参画と協働の意識を萎えさせる)ことになり、ひいては市民の自由な発想や創意の結集を妨げる結果となるであろう。	1	現在のわが国の地方政府のあり方は、間接民主主義を基本としており、それと参画と協働がどのような関係にあるかという考え方を明記したもので、条例そのものに規定するものではありません。
12	本条例の趣旨、目的、規定と市民満足度の追及と成果主義の徹底のための手法・制度の関係の説明が欠落している。	1	本条例に基づいて取り組んでいく施策等の中で具体的な指標等を検討してまいります。
13	市民参画手続のモデルケースとして働くべき今回の条例策定手続において生じた「提言」と「素案」の大きな相違を、市としてはどのように評価しておられるか	1	今回の素案は、策定委員会からの提言に加え、地域で活動されている市民、市議会議員、市職員等の幅広い意見を総合的に判断し取りまとめたもので、提言については、一部取り入れることができないものもあります。
14	今回市民参画条例策定委員会が提言するといういわゆる市民会議方式をとったことに結果としてどのような意義があったと考えておられるか	1	初めての本格的に取り組んだ市民会議形式による政策立案でしたが、まとまった提言がいただけたと考えています。ただし、市民側・行政側の双方とも不慣れな点もあり、会議を円滑に進めていくための方法等、今後、検討していかなければならない課題もあると考えています。

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

素案に関係しない意見

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1	市議会各委員会は傍聴許可制を止めて尼崎市などのように公開制にすること。	1	今回の意見提出手続とは直接関係がないご意見ですが、今後の市政運営の参考意見として承ります。
2	市議会各委員会は同じ時間帯に開催されるから一つの委員会しか傍聴は不可能である。市民参画と協働を推進するつもりが本気であるのであれば全ての委員会が傍聴できるようにすること。	1	
3	市議会図書室の蔵書、新聞、雑誌を尼崎市のように市民が自由に閲覧、借り出しできるように規程を改正すること。	1	
4	本庁舎地下公共駐車場の議員のみの無料優先利用を廃止するべきである。	1	
5	市民の参画と協働の意識と行動の重視と手続きの定着化のために返って行政の効率、成果が落ちることがないように十分に留意すること。	1	
6	自治体行政における市民の参画と協働の条例化においても、特定宗教の影響を強く受けることがないように又政治的に利用されないことがないように行政の中立性を保持すること。	1	
7	西宮市は自称文教住宅都市を標榜しているが、市に勤務する職員の半数以上が他市の住宅に住んでいる事実は、住宅建築・医療などの行政全般が、個人としての住民本位の福祉ではなく、業界などの組織、団体寄りであることを示しているように感じられる。	1	
8	「適切な手法」とは何なのか。民主的で公正・透明さが望まれる。	1	
9	言葉遣いは明晰に願います。また、日本語として未成熟で、一般市民に膾炙していないカタカナ外来語の使用は避けてください。条例上の用語は格調のある正確な日本語を使ってください。	1	
10	実施如何によって、市民生活に及ぼす影響が大きいので大切に考えて。	1	

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

11	現行の踏襲は不十分。資料提供が不十分だったり意見者への回答が無い。	1
12	これからの社会は、官・民・業・学の連携が大事なので規則を大切に作ってほしい。	1
13	個人、団体、市議会議員及び会派を問わず予算編成に対する市への要望の公表こそ市民参画と協働の推進に不可欠な重要事項であるので公表することを条例に明記すること。	1
14	「宮っ子」のような必要不可欠でないもののために特定の民間団体に多額の補助金を出すための参画と協働には反対である。防犯協会が自主組織としての役割と効用はあると考えるが、県道、国道、や他市の市道では道路管理者(市長、土木事務所)が照明灯(防犯灯、街路灯)の管理をしているが、西宮市は防犯協会に市職員が再就職して防犯灯の電気代などとして数千万円の補助金を出している。このような参画と協働には反対である。	1
15	自治権を基本的人権のように固有のものとするのか国家から伝来する権利として考えるのか。どちらの考えであるのか。	1
16	地方分権推進では住民福祉の増進のために地域的行政を各自治体が自主的かつ総合的に実施することになった。家計や事業所の負担が重い固定資産税を減税することこそが最良にして最大の公正な住民福祉の増進になるが、市議会では固定資産評価委員には同意しても減税や非課税、免税の実態などについて全く審議されていない。市税の課税自主権は市にあるから、固定資産税減税は市で決めることが可能な施策である。	1
17	市民参画と協働として公募委員選考が実施されたが、応募者は少ない上に発言も少ない。執行機関の市長が諮問を出し答申を受ける審議会に市議会議員が委員に入るとは二元代表制の趣旨に反するので法定以外の市議会議員の審議会委員就任は自粛するべきである。審議会の学識者、専門家と同額の報酬を素人であり市民のボランティアの公募委員に支給するべきでない。	1

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

18	市議会議員や参画と協働の市民には本来、交通費以外の報酬を支払うことは必要不可欠ではない。	1
19	市民が市政に参画と協働するためには市長及び市長補助機関の副市長、局長職の全員と45名の市議会議員全員が出席し税金の使い道の予算、決算や給付、規制などを定める条例などが審議、議決される市議会本会議を傍聴することが不可欠であるが、市議会が平日昼間帯であるため困難であればせめて議事録ぐらいは閲覧しなければならない。	1
20	本会議では、市長サイドは予定原稿の丸読みであるので一部の議員のように図表、データなども駆使し傍聴者にもわかりやすく答弁する努力が必要である。	1
21	議員サイドも議員のひとりひとりが市民からの負託を受けているのに、会派幹事長など少数者だけが非公開で協議し決め議事録も非公開の会派代表者会議は廃止するべきである。	1
22	少子高齢化時代に西宮市は開発規制を緩和し分譲・賃貸の民間住宅建設を促進したので固定資産税などの市税は千億円近くまで増収する。一万戸もある市営住宅入居者は家賃は低廉で固定資産税の負担がないが民間賃貸住宅入居者は支払家賃で固定資産税を負担をしている。大多数の市民は、負担の重い住宅ローンに負担の重い固定資産税を支払っている状況であるのに、老朽化市営住宅を建て替えて既入居者を戻り入居させるための市営住宅計画は実施するべきではない。	1
23	自治体とし将来の市税増収を支払に当て込むような国庫負担事業、債務負担行為は極力避ける市民参画と協働の推進条例、行政計画にしなければならない。	1
24	南北バスは、試行運転期間の乗降客数などの資料による不確実性の高い経営計画判断では破たんを招き将来に禍根を残す。市内交通は私鉄であるから効率的合理的である。私鉄が需要がなく赤字のところに税金で参入するべきではない。	1
25	市立中央病院も市民アンケートという市民参画と協働の手法で市民ニーズを把握したので、今後も大金の市の補助で垂れ流し赤字を埋めることが容認されたように利用される恐れがある。	1

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

26	パブコメでの意見集約は市民の意見を反映しないものであるならば行政指導中心のように思えます。	1
27	多くの市民が自発的、自主的に行政に参画と協働することを期待することには無理がある。	1
28	この条例が適宜見直しもされたら、基本条例(住民自治・議会)策定を目指すべき。	1
29	西宮市は役所、議会を含め市民に目を向けた仕事をしていません。市民参画と言うならまず今の市政を正すことを条例の中に明記してください。	1
30	委員会活動の諸経費(職員経費及び公募委員・アドバイザー経費を含め)の概算を市政ニュースにて報告願いたい。	1
31	2004年に御前浜の吊橋に税金がムダに使われていると判断し、仲間と現場に確認に行きました。開閉されている時間にされていないため、監査請求でその旨を伝えたとところ時間通り開閉していると言われ証拠を出してくださいと言われました。警察のような対応をしなければ信じてもらえないなんて尋常ではありません。結局監査請求は退けられました。	1
32	「市民参画手続きの対象」に対象外として(4)市の機関の内部の事務処理等に関するものが上げられています。削除してください。私は、2001年10月に国保療養費支給申請書を国民健康保険課に出しましたが、支給決定書を頂いくのに119日かかりました。何故こんなに遅い事務処理なのか説明を求めても納得のいく説明がなく遅いのを正当化する説明に終始していました。こんな状況は放っておけません。	1
33	住民からの行政の問題点を改善して欲しいと住民監査請求が出ていますがほとんどが行政よりの判断で「市民の意見が十分考慮できるよう」と今回の素案に書かれても信じられません。特に議会の監査請求に対しては関係議員すら当たらず監査結果を出しています。これは監査の名に値しません。	1

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」について提出されたご意見等の概要とそれに対する市の考え方

34	タクシー券不正使用に対して市長は「監査委員の審査を経て決算の認定をいただいたものに対し、市長が調査等を行う事は考慮しておりません。市長とともに二元代表制の一翼を担っておられる市議会議員の独立性を保障するためにも、市長の干渉は極力避けなければならないものであります。」と自らの職務を放棄するような態度を取っております。税金は市民のために使うもので議員のために使うものではありません。	1	
----	--	---	--

34